

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	鹿屋市立鹿屋看護専門学校
設置者名	鹿屋市

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
専門課程	看護学科 (3年生)	夜・通信	100 単位	97 単位	
	看護学科 (1・2年生)	夜・通信	108 単位	102 単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年8月文部省令厚生省令第1号)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

シラバスに掲載し、ホームページ www.city.kanoya.lg.jp において公表 入学時オリエンテーション並びに授業ガイダンスにて学生に配布し説明

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	鹿屋市立鹿屋看護専門学校
設置者名	鹿屋市

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	鹿屋市立鹿屋看護専門学校 学校関係者評価委員会
役割	<p>学校運営の円滑化及び適正化を図るために、次の事項について審議して意見を聴取し、専門的知識をもって公平に評価助言を受ける組織である鹿屋市立鹿屋看護専門学校関係者評価委員会を令和3年度に設置した。 令和3・4年度末に学校関係者評価委員会を開催。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学校の規程の制定改廃に関する事項 2 学校の教育方針、教育計画及び教育内容に関する事項 3 学生の定員、入学、退学、休学、転学、復学、単位取得及び卒業認定に関する事項 4 学校予算の執行計画に関する事項 5 その他学校の運営管理に関して重要な事項

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
鹿児島医療センター附属鹿児島看護学校副校長	1年間	鹿児島県看護協会専任教員継続研修検討委員長 識見を有する者 (看護教育代表)
社会医療法人恒心会 恒心会おぐら病院看護部長	1年間	本校非常勤講師派遣施設及び実習施設看護部責任者、卒業生就職先看護部長 識見を有する者 (臨床看護代表)
垂水市医療センター 垂水中央病院看護部長	1年間	本校非常勤講師派遣施設看護部責任者、卒業生就職先看護部長 識見を有する者 (地域住民代表)
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	鹿屋市立鹿屋看護専門学校
設置者名	鹿屋市

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p>	
<p>1 授業計画書(シラバス)を作成し、次の事項を記載している。</p>	
<p>(1) 年間授業の区分・教育内容・学科目・単位・時間</p>	
<p>(2) カリキュラムデザイン、3か年の教育計画、学科進捗表</p>	
<p>(3) 科目目標、単位数・時間数</p>	
<p>(4) 授業の方法(講義・演習・実習の別)</p>	
<p>(5) 授業の内容(授業科目の概要と詳細)</p>	
<p>(6) 成績評価と履修認定</p>	
<p>(7) 単位修得の認定</p>	
<p>(8) 進級及び卒業の認定</p>	
<p>(9) 試験及び追試験・再試験、再実習の基準</p>	
<p>(10) 基礎看護技術の到達度等</p>	
<p>2 実習要項を作成し、次の事項を記載している。</p>	
<p>(1) 実習体系、看護学実習の目的・目標</p>	
<p>(2) 看護学実習の構成・時間・単位・実習場所・対象学年</p>	
<p>(3) 実習科目の位置づけと考えかた、科目構成</p>	
<p>(4) 実習概要、実習要領</p>	
<p>(5) 実習評価</p>	
<p>(6) 看護技術項目と到達度</p>	
<p>3 学生便覧を作成し、成績評価の基準について記載している。</p>	
<p>優(80点以上)良(70～79点)可(60～69点)及び不可(59点以下)とし、可以上(60点以上)を合格、不可(59点以下)を不合格とする。</p>	
<p>4 カリキュラム評価</p>	
<p>(1) カリキュラムの実施状況について、各科目の内容、方法、進行や課題などを、毎月を基本に教育会議を開催し、教員間で必要時評価・協議する。</p>	
<p>(2) カリキュラムの実施状況について、非常勤講師も含めて、各科目の内容、教育方法や課題などを年1回6月に講師会議を開催し、評価・協議する。</p>	
<p>(3) 各科目の終講時、学生による授業評価や実習指導過程評価、非常勤講師は随時及び終講時の授業評価を行う。</p>	
<p>(4) 年度末に全教員によるカリキュラム評価を行う。</p>	
<p>(5) 12月～3月には、テキストの改定内容や看護師国家試験出題基準や出題傾向をふまえ、次年度のシラバス(授業計画)、実習要項を改定する。</p>	
<p>(6) カリキュラム・ICT教育推進委員会を毎月開催し、特に令和4年度に始動した新カリキュラムについて、評価・協議する。</p>	
<p>5 学生便覧、教育計画、授業計画書(シラバス)、実習要項を各学生に配布し、履修についての説明を行い、学校ホームページでシラバスを公表する。</p>	
授業計画書の公表方法	シラバスに掲載し公開するとともに、ホームページ www.city.kanoya.lg.jp で公表

<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p>※成績評価等に関する規程を定め、基準に沿った運用を行っている。</p> <p>1 授業科目の評価</p> <p>(1) 授業科目においては、教育計画・授業計画に、科目ごとの筆記試験、口述試験、レポート、実技試験等の評価方法及び点数配分を記載している。</p> <p>① 出席状況を確認し、受験資格を有した者に対して、各科目の終了後に終了試験を実施している。</p> <p>② 定められた合格点に到達しなかった者には再試験を実施している。</p> <p>③ 試験及び追試験・再試験の基準を定め実施している。</p> <p>④ 成績は、「優・良・可・不可」の4段階に分けて評価している。</p> <p>(2) 看護技術試験においては、あらかじめ評価基準を設定し、学生に事前説明を実施している。看護技術試験の結果は、評価担当教員及び科目担当教員(必要時全教員)で検討し、客観的評価を実施している。</p> <p>(3) 実習においては、実習評価表に評価項目及び評価基準を記載し、臨地における実習指導者や、実習担当教員で客観的評価を実施している。</p> <p>(4) 各年度の前期末及び後期末に単位修得認定会議を設け、単位履修認定を実施している。</p> <p>2 単位認定、進級及び卒業の認定</p> <p>(1) 単位の認定は、学生便覧の学則、学則細則、履修規程に、単位・進級・卒業認定基準を記載している。1・2年生については、10月と3月に、3年生は10月と1月に単位認定、進級・卒業認定会議を開催し、単位認定、進級・卒業の認定を実施し、単位の修得状況について学生及び保護者に通知している。</p> <p>(2) 評価の規程については、履修規程に、成績評価の基準について記載している。優(80点以上)良(70~79点)可(60~69点)及び不可(59点以下)とし、可以上(60点以上)を合格、不可(59点以下)を不合格としている。</p>	
<p>3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p>	
<p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>1 成績評価に関する規程により、60点以上を合格とし、60点以下を不可としている。なお、試験・単位認定の結果は、年度前期・後期ごとに学生及び保護者に通知している。</p> <p>2 試験(素点)の個人順位をつけて、その結果を把握し、年度前期・後期ごとに学生及び保護者に通知している。</p> <p>3 評価基準</p> <p>優：80~100点</p> <p>良：70~79点</p> <p>可：60~69点</p> <p>不可：59点以下</p>	
<p>客観的な指標の算出方法の公表方法</p>	<p>学生便覧履修規程に記載するとともに学生に説明</p>

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。	
(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)	
<ol style="list-style-type: none"> 1 卒業の認定に関する方針は、学則第 21・22 条及び履修規程第 18 条で定めている。 2 卒業認定会議を毎年 1 月に開催し、協議・認定している。 3 卒業認定については、学則及び履修規程を公表するとともに、入学説明会や新入生ガイダンス等において説明を行っている。 	
卒業の認定に関する 方針の公表方法	学則及び履修規程に記載するとともに学生に説明

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	鹿屋市立鹿屋看護専門学校
設置者名	鹿屋市

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	—
収支計算書又は損益計算書	—
財産目録	—
事業報告書	—
監事による監査報告（書）	—

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名		専門士	高度専門士	
医療分野		看護専門課程	看護学科		看護専門	—	
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3 年	昼	3年生	単位時間/77 単位 1980 時間	単位時間/ 単位	単位時間/23 単位 1035 時間	単位時 間/単位	単位時間/ 単位
		単位時間/単位 100 単位 3015 時間	単位時間/100 単位 3015 時間				
		1・2年生	単位時間 /82 単位 2115 時間	単位時間/ 単位	単位時間/26 単位 885 時間	単位時間/ 単位	
		単位時間/単位 108 単位 3000 時間	単位時間/108 単位 3000 時間				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
90 人		88 人	0 人	10 人	109 人	122 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要）教育計画、シラバスを作成し、次の項目を記載している。 1 年間授業の区分・教育内容・学科目・単位・時間 2 カリキュラムデザイン、3か年の教育計画、学科進捗表 3 科目目標、単位数・時間数 4 授業の方法（講義・演習・実習の別） 5 授業の内容（授業科目の概要と詳細） 6 成績評価と履修認定 7 単位修得の認定 8 進級及び卒業の認定 9 試験及び追試験・再試験、再実習の基準 10 基礎看護技術の到達度等

成績評価の基準・方法
(概要) 1 出席状況を確認し受験資格を有した者に対し各科目終了後に終了試験を実施 2 定められた合格点に到達しなかった者には再試験を実施し、合格点に達した者に単位認定 3 試験及び追試験・再試験の基準を定め実施 4 成績は、「優・良・可・不可」の4段階に分けて評価
卒業・進級の認定基準
(概要) 1 卒業の認定は、教育目的・目標の修得を基本方針とし、鹿屋市立鹿屋看護専門学校学則及び鹿屋市立鹿屋看護専門学校細則、履修規程を以って卒業の認定を行う。 2 学則及び履修規程に卒業・進級の認定に関する規程を定め、卒業・進級認定会議を開催。認定の具体的内容については履修規程で公表しているとともに、入学説明会等において説明を行っている。
学修支援等
(概要) 1 入学時の新生ガイダンス、全学生に対し学年担当や教科担当、校務分掌担当教員により、学習及び生活面等について、学生の相談対応や指導を行っている。(成績低迷者や希望者への補講等の学習支援、進路相談等) 2 看護師国家試験対策として、各学年ガイダンスを実施 (1) 1年生(看護師国家試験と学習方法について、模擬試験、個別学習支援) (2) 2年生(模擬試験、国家試験対策学習、個別学習支援) (3) 3年生(模擬試験、国家試験対策学習、解説学習、個別学習支援) 3 多様な学修支援制度を紹介 (1) 日本学生支援機構の奨学金制度及び鹿屋市奨学資金、鹿児島県看護職員等修学資金、鹿児島県立病院看護師等就学資金等を活用できるよう、情報提供や窓口業務を行っている。 (2) 鹿屋市内等各医療機関が実施している奨学金制度の紹介を行っている。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
25人 (100%)	1人 (4%)	24人 (96%)	0人 (0%)
(主な就職、業界等) 医療機関(鹿屋市内病院、鹿児島県立病院等)			
(就職指導内容) 1 就職・進学支援(相談対応、集団指導・個別指導) 2 願書記入や、面接・小論文等の試験対策指導 3 各病院からの募集要項は、学生がいつでも閲覧可能な場所に紹介設置 4 校外就職・進学セミナー等の紹介			
(主な学修成果(資格・検定等)) 1 看護師国家試験受験資格及び看護師就職資格の取得、看護専門士称号付与 2 進学(保健師・助産師・大学編入)資格の取得			

(備考) (任意記載事項)

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
84 人	1 人	1.1 %
(中途退学の主な理由) 進路変更		
(中退防止・中退者支援のための取組)		
1 学習及び生活面等について学生相談の個別対応、保護者も含めた三者面談		
2 成績低迷者に対する学習支援		
3 必要時はカウンセリング案内し、月2～3回のカウンセリング実施(希望者)		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考(任意記載事項)
看護学科	30,000 円	216,000 円	806,500 円	鹿屋市内出身者
	80,000 円	216,000 円	806,500 円	鹿屋市外出身者
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援(任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 令和3年度から年1回学校関係者評価を実施し、その結果を公表 ホームページ： www.city.kanoya.lg.jp
学校関係者評価の基本方針(実施方法・体制)
令和2年度から学校関係者評価準備委員会を中心に運営会議等で審議を進め、体制を整備し、令和3年度内に学校関係者評価委員会を設置した。 令和4年3月第1回、令和5年3月第2回学校関係者評価を実施した。 今後も毎年度末に学校関係者評価を実施予定。
1 学校関係者委員会要綱の策定
(1) 委員会に規定する審議事項
① 運営目標 ② 自己点検・自己評価 ③ 第三者評価 ④ 学生の状況

(2) 学校関係者評価委員会は、次の区分から学校長が委嘱する委員により構成し、毎年度末に委員会を開催する。

① 看護教育関係代表者 ② 臨床看護代表者 ③ 地域住民 ④ その他学校長が必要と認める者

(3) 以下の事項について、学校関係者評価委員会に報告し、評価を受け、その結果を学校運営に活用する。

① 教員による自己点検自己評価(「教育理念・教育目的・教育目標」「教育課程経営」「教授・学習・評価過程」「経営・管理過程」「入学」「卒業・就業・進学」「地域交流・国際交流」「研究」)結果について、前年度と比較分析する。

② 学生による学校評価(「教育理念・目的・目標」「教育活動」「教員組織」「学校外の施設や人材活用」「社会との連携」「就業・進学」)結果について、前年度と比較・分析する。

2 公表

学校関係者委員会における評価は、報告書としてまとめ、学校運営会議にて報告後、ホームページにて公表を行う。

2021年度評価は、2022年4月運営会議で報告し、5月に公表した。

2022年度評価は、2023年4月運営会議で報告し、6月に公表した。

2023年度評価は、2024年4月運営会議で報告し、6月に公表予定である。

学校関係者評価の委員

所属	任期	種別
独立行政法人鹿児島医療センター附属 鹿児島看護学校	1年	看護教育代表
社会医療法人恒心会恒心会おぐら病院	1年	臨床看護代表
垂水市医療センター垂水中央病院	1年	地域住民代表

学校関係者評価結果の公表方法

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)
令和3年度末から評価を実施し、6月ホームページ公表
www.city.kanoya.lg.jp

第三者による学校評価 (任意記載事項)

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)
鹿屋市立鹿屋看護専門学校 HP : www.city.kanoya.lg.jp